

国立大学法人佐賀大学における研究費の使用に関する行動規範

平成26年12月24日制定

令和4年3月30日一部改正

大学における学術研究は、国民の信頼とそれに基づいた国民からの負託によって支えられていることから、研究費（注）の不正使用は、その信頼と負託を大きく損なうものであり、それを起こした者が所属する機関ばかりでなく、我が国の学術研究の発展にも大きく影響を与えることとなる。

このことを踏まえ、国立大学法人佐賀大学（以下「本法人」という。）は、学術研究の信頼性と公正性を担保し、更なる大学の学術研究業務に対する国民の信頼を確保するため、研究費の使用に関する行動規範を次のとおり定める。

本法人の教職員及びこれに準ずる者（以下「教職員等」という。）は、これを誠実に実行しなければならない。

1. 教職員等は、研究費が大学の管理する公的な資金等であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 教職員等は、研究費の使用に当たり、関係する法令・通知、本法人が定める規則等及び事務処理手続き並びに使用ルールを遵守しなければならない。
3. 教職員等は、研究費の計画的かつ適正な使用に努めるとともに、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
4. 教職員等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 教職員等は、研究費の使用に当たり、取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう努めなければならない。
6. 教職員等は、研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の新たな知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。
7. 教職員等は、研究費の不正使用が本法人におけるすべての教育研究に深刻な影響を与えることを自覚し、別に定める「国立大学法人佐賀大学研究費不正防止計画」を踏まえて行動しなければならない。

注 研究費とは、運営費交付金、補助金、受託研究費、共同研究費、寄附金、自己収入等を財源として、本法人で扱う全ての研究費をいう。